

令和4年度インターネット販売成長促進事業業務委託に係る受託事業者 募集要領

「令和4年度インターネット販売成長促進事業」の内容及び同業務に係る受託事業者の募集の要件等については、次のとおりとする。

1 目的

新型コロナウイルス感染症の影響によりインターネットにおける購入需要が高まっていることから、スキルやノウハウを学ぶセミナーを開催し、新規出店を支援することで、インターネット販売事業への参入促進や事業者の売上増加を図るとともに、事業者同士のネットワークの構築を図り、インターネット販売事業者の持続的な成長を目指す。

2 委託業務名

令和4年度インターネット販売成長促進事業

3 委託料の上限額

16,201,900円以内（消費税及び地方消費税額を含む）

4 事業概要

別紙「令和4年度インターネット販売成長促進事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

5 委託期間

契約締結の日から令和5年3月20日まで

6 公募参加資格

- (1) 民間企業、個人事業主、NPO法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって、委託業務を的確に遂行するに足る能力を有する者であること。
- (2) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (3) 役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又はその支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が暴力団関係者（宮崎県暴力団排除条例（平成23年宮崎県条例第18号）第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められる者又は暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められる者でないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。
- (5) 県内に事業所を有する事業者においては、県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）の滞納がないこと。
- (6) 宮崎県発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされてい

る者でないこと（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）。

7 提出する書類

(1) 参加申込み

企画コンペに参加する者は令和4年5月25日（水）午後5時までに参加申込書（様式1）を下記14の書類提出先までファクシミリ又は電子メールにて提出すること。（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）

(2) 提案書募集

① 企画提案書 6部

様式は任意とするが、仕様書に掲げる各事業の企画案においては、セミナーの内容及び想定する講師の専門分野や経歴、参加者確保の方法について記載すること。

新規出店支援及びWeb物産展については、出店サイト名及び選定理由について記載すること。

また、事業全体の実施体制及びスケジュールについて記載すること。

② 見積書 6部（原本1部、写し5部）

・様式は任意とするが、必要経費の積算内訳が分かるものとする。

・見積金額の表示は、税抜き金額、消費税及び地方消費税、合計額を明記すること。

③ 誓約書（様式2） 1部

※ なお、これまで同様のセミナー等を実施した実績がある場合は、それらの関係資料を添付すること。

8 応募についての留意点等

(1) 提案書等の提出は、持参又は郵送とする。

(2) 募集期間経過後の提案書等の変更、差替え若しくは撤回は認めないものとする（変更及び差替えについては軽微なものを除く。）。

(3) 虚偽の記載をした提案書等は、無効とする。

(4) 参加資格要件を満たさない者又は受託事業者を選定するまでの間に、本要領「6公募参加資格」を満たさなくなった者が提出した提案書等は、無効とする。

(5) 提案書等の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とし、提出された提案書等は返却しない。

(6) 本提案に係る費用は提案者が負担すること。

9 契約についての留意点等

(1) 委託契約を締結すると同時に契約金額の100分の10以上を契約保証金として納付しなければならない。

ただし、次のいずれかに該当すると認められる場合は、その全部又は一部の納付を

免除することができる。

- ① 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - ② 過去2か年度の間に関又は地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (2) 委託業務の実施に伴って取得した財産は県に帰属する。
- (3) 委託費の支払については、精算払とする。なお、受託者において精算払により実施することが困難である場合は、県と協議の上、概算払も可能とする。
- (4) 次の各号に係る経費は、支出対象外経費とする。
- ① 施設等の設置又は改修に必要な経費、土地、建物等を取得するための費用
 - ② 会議等での食糧費（茶菓代を除く）
 - ③ 租税公課（消費税及び地方消費税は除く）
- (5) 委託業務の第三者への再委託は原則として禁止する。ただし、宮崎県知事の書面による承認を受けた場合はこの限りではない。

10 募集期間

令和4年5月10日（火）から令和4年5月31日（火）午後5時まで（必着）

11 審査方法・基準

書類審査による「企画提案競技方式」とし、提出された企画案について、次のとおり審査を行い、審査基準を満たした最も優れた提案を選定する。

① 審査方法

提出された提案書等をもとに書類審査により、審査基準を満たした最も優れた提案を選定する。参加者が1者のみの場合は、審査基準の評点の合計が6割以上の場合に委託候補者として選定する。

② 審査基準

別添インターネット販売成長促進事業業務委託競技審査基準のとおりとする。

12 説明会の実施

(1) 日時

令和4年5月20日（金） 午前11時から正午まで

(2) 場所

宮崎県庁8号館4階 第一会議室

(3) 参加資格

本要領中「6 公募参加資格」を満たす団体に属する者又は個人

(4) 留意事項

- ・ 参加人数は、各団体2名までとする。
- ・ 説明会に参加しない場合でも、企画提案募集への参加は可能である。
- ・ 説明会に参加する場合は、下記14の問い合わせ先まで事前に連絡を行うこと。

13 企画提案募集に関する質問の受付及び回答

- (1) 本事業の内容など企画提案募集に関する質問は、質問票（様式3）により、ファクシミリ又は電子メールで令和4年5月24日（火）午後5時まで受け付けるものとする。
- (2) 質問に対する回答は、その都度、質問票の提出者に電子メールにて回答するものとする。
- (3) 質問は下記14の問い合わせ先に送付すること。

14 問い合わせ先及び書類提出先

〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10-1
宮崎県商工観光労働部 商工政策課 商業振興担当（担当 池田、鍋西）
電話番号 0985-26-7102（直通）
ファックス 0985-26-7337
E-mail shokoseisaku@pref.miyazaki.lg.jp